

改正の趣旨

群馬県では、昭和36年に群馬県青少年保護育成条例を制定し、以来、社会情勢の変化等に応じて幾多の一部改正を行いながら、

「青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止するとともに地域環境を整備する」

ことにより、“青少年を保護すること”を目的として、青少年の健全な育成に努めてまいりました。

しかし、今日の社会は、少子高齢化や国際化、情報技術の急速な発達等により、様々な分野で大きな転換期を迎えており、青少年を取り巻く環境も著しく変化し、少年非行の低年齢化や凶悪化、青少年が被害者や加害者となる社会を震撼させる事件の続発、ニートや引きこもりなどと呼ばれる若者の増加など、青少年にかかわる様々な問題が引き起こされ、深刻な社会問題となっています。

このため、従来条例ではそれらの問題に対応しきれない状況が生じてきていることから、新たに“青少年の育成や自立を支援すること”を条例の目的として加え、今日の青少年を取り巻く諸課題に対応し、21世紀の群馬の未来を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員として自立していくため、このたび条例の大幅な改正を行ったものです。

改正の概要

基本理念

前文

群馬県の次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員として使命と役割をもって自立することは県民すべての願いであり、青少年が健やかに成長できる地域づくりは県民の努めです。

青少年の自立支援や非行防止などに、県、県民などが協働し、21世紀を担う心身ともに健全な青少年を育成するため、ここに、その重要な責務を自覚し、新たな決意をもって、取り組むものとします。

条例の目的

1条

この条例は、青少年の健全な育成に関し、県、保護者、県民、事業者等の責務を明らかにし、県の施策の基本を定めてこれを総合的に推進するとともに、青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を規制することにより、青少年を保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とします。

保護者の責務

4条

保護者（親権者、未成年後見人、寄宿舎の管理人その他の者で、青少年を現に監護する者をいいます。）は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、良好な環境の中で監護し、及び教育するよう努めなければなりません。